

昭和四十八年運輸省令第五十号

船舶等型式承認規則

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項、第二十五条の五十三において準用する第二十五条の二十九第三項及び第二十五条の第三十二項、第二十九条ノ三並びに第二十九条ノ四第一項の規定に基づき、船舶等型式承認規則を次のように定める。

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 型式承認及び検定（第三条―第十五条）
- 第三章 削除
- 第四章 雑則（第二十六条―第二十九条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 船舶安全法（昭和八年法律第十一号。以下「法」という。）第六条ノ五第一項の規定による型式承認及び検定に関しては、法に定めるもののほか、この省令の定めるところによる。

（用語）

第二条 この省令において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

第二章 型式承認及び検定

（型式承認）

第三条 法第六条ノ五第一項の規定による型式承認（以下単に「型式承認」という。）は、別表第一の型式承認及び検定の項に掲げる船舶又は物件の型式ごとに行う。

（型式承認の基準）

第四条 型式承認は、当該船舶又は物件の型式が法第二条第一項の国土交通省令又は国土交通省令・農林水産省令に適合するものであり、かつ、当該型式承認を受けようとする者が当該型式に適合する船舶又は物件を製造する能力を有するかどうかを判定することによつて行う。

（型式承認の申請）

第五条 型式承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 型式承認を受けようとする船舶又は物件の名称及び型式
- 二 型式承認を受けようとする船舶又は物件を製造する事業場の名称及び所在地
- 三 前項の申請書には、次に掲げる書類を添附しなければならない。

一 当該型式の船舶又は物件の製造仕様書、その構造（船舶にあつては、法第二条第一項各号に掲げる事項に係る物件の構造及び配置）を示す図面並びに性能、形状、構造及び材料（以下「性能等」という。）並びに使用方法に関する説明書

二 当該船舶又は物件の型式が法第二条第一項の国土交通省令又は国土交通省令・農林水産省令に適合していることを説明する書類

三 当該型式の船舶若しくは物件又はこれらに類するものの製造の実績を記載した書類

四 当該型式の船舶又は物件の製造に必要な事業場の施設の概要及びその配置を示す書類

3 国土交通大臣は、前項に規定するもののほか型式承認のため必要な書類の提出を求め、又は同項に規定する書類の一部についてその提出を免除することができる。

（型式承認試験）

第六条 型式承認の申請をした者は、当該船舶又は物件の型式が法第二条第一項の国土交通省令又は国土交通省令・農林水産省令に適合するものであるかどうかを判定するためその性能等について国土交通大臣の行う型式承認試験を受けなければならない。ただし、電波法（昭和二十五年法律第三十一号）第三十七条の規定により総務大臣の行う検定に合格した告示で定める物件の型式については、この限りでない。

2 型式承認の申請をした者は、前項の型式承認試験を受ける場合において当該型式承認試験に必要な数量の当該型式の船舶若しくは物件又はその材料を提出しなければならない。

3 国土交通大臣は、前条第二項第二号に掲げる書類の内容を勘案しきしつかえないと認めるときは、第一項の型式承認試験の全部又は一部を免除することができる。

（型式承認書の交付）

第七条 国土交通大臣は、型式承認をしたときは、型式承認書（第一号様式）を交付する。

（型式の変更の承認）

第八条 型式承認を受けた者は、当該型式承認を受けた船舶又は物件の型式について、法第二条第一項の国土交通省令又は国土交通省令・農林水産省令で定める性能等に影響を及ぼすことの少ない変更をしようとするときは、変更をしようとする事項及びその理由を記載した申請書に第五条第二項第一号及び第二号に掲げる書類のうち当該変更に係るものを添附して国土交通大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

（型式の変更等の届出）

第九条 型式承認を受けた者（第三号に掲げる場合にあつては、その相続人又は清算人）は、第一号に掲げる場合にあつては変更しようとする事項及びその理由を記載した書面によりあらかじめ、第二号から第六号までに掲げる場合にあつてはその旨を速やかに、国土交通大臣に届け出なければならない。

一 当該型式承認を受けた船舶又は物件の型式について、法第二条第一項の国土交通省令又は国土交通省令・農林水産省令の定める性能等に影響を及ぼすことのない変更をしようとするとき。

二 当該型式承認を受けた者の氏名若しくは名称又は住所に変更があつたとき。

三 当該型式承認を受けた者が死亡し、又は解散したとき。

四 当該型式の船舶又は物件を製造する事業場の名称又は所在地に変更があつたとき。

五 当該型式の船舶又は物件の製造に必要な事業場の施設のうち主要なものに変更があつたとき。

六 当該型式の船舶又は物件の製造に係る事業を廃止したとき。

（標示）

第十条 型式承認を受けた者は、当該型式の船舶又は物件の個々に当該船舶又は物件の名称、型式、寸法、使用方法、製造年月、製造番号及び製造者の氏名又は名称若しくは記号を標示しなければならない。ただし、寸法又は使用方法を標示する必要がないと認められる船舶又は物件については、その標示を省略することができる。

（型式承認の失効及び取消し）

第十一条 型式承認を受けた者が次の各号の一に該当するときは、型式承認は、その効力を失う。

一 死亡し、又は解散したとき。

二 当該型式の船舶又は物件の製造に係る事業を廃止したとき。

三 型式承認を辞退したとき。

2 国土交通大臣は、次の各号の一に該当するときは、その型式承認を取り消し、又はその他の必要な処分をすることができる。

一 当該船舶又は物件の型式が、法第二条第一項の国土交通省令又は国土交通省令・農林水産省令の制定、改正又は廃止によつて、これに適合しなくなつたとき。

二 型式承認を受けた者が当該型式に適合する船舶又は物件を製造する能力を有しなくなつたと認められるとき。

三 型式承認を受けた者が当該型式の船舶又は物件の検定に関し、不正の行為をしたとき。

四 型式承認を受けている者が当該型式承認に係る船舶又は物件の製造工事の能力について法第六条ノ二の認定を受けている場合において、当該型式承認及び認定に係る船舶又は物件以外の船舶又は物件に、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）第八条第三項に規定する標示を附したとき。

五 型式承認を受けた者が第八条又は第九条の規定に違反したとき。

六 型式承認を受けた者が、当該型式の船舶又は物件を引き続き相当期間製造しないとき。

七 その他国土交通大臣が特に必要があると認めるとき。

(告示)

第十二条 国土交通大臣は、次に掲げる場合は、その旨を告示する。

一 型式承認をしたとき。

二 第八条の承認をしたとき。

三 前条第一項の規定により型式承認がその効力を失つたとき。

四 前条第二項の規定により型式承認を取り消したとき。

(検定の申請)

第十三条 型式承認を受けた者は、検定を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を管海官庁(検定に係る船舶又は物件を製造する事業場が本邦にある場合はその所在地を管轄する地方運輸局長(運輸監理部長を含む。以下同じ。)(その所在地を管轄する運輸支局(地方運輸局組織規則(平成十四年国土交通省令第七十三号)別表第二第一号に掲げる運輸支局(福岡運輸支局を除く。))を除く。)、同令別表第五第二号に定める海事事務所又は内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十七条第一項の規定により沖縄総合事務局に置かれる事務所で地方運輸局において所掌することとされている事務のうち国土交通省組織令(平成十二年政令第二百五十五号)第二百二十二条第二項に規定する事務を分掌するものがある場合は、その運輸支局の長、その海事事務所の長又は沖縄総合事務局に置かれる事務所の長。以下同じ。))を、当該事業場が本邦外にある場合は関東運輸局長をいう。以下同じ。))に提出しなければならない。

一 検定を受けようとする船舶又は物件の型式承認番号、名称及び型式

二 検定を受けようとする船舶又は物件の数量並びにその製造年月及び製造番号

三 検定を受けようとする船舶又は物件を製造した事業場の名称及び所在地

(検定の準備)

第十四条 検定の申請をした者は、管海官庁が指示するところに従い検定の準備をするものとする。

(検定に係る合格証明書及び証印)

第十五条 法第九条第四項の合格証明書(以下「検定合格証明書」という。)及び同項の証印(以下単に「証印」という。)の様式は、それぞれ第二号様式及び第三号様式とする。

2 検定に合格した船舶に対しては、検定合格証明書を交付し、かつ、証印を附するものとする。

3 検定に合格した物件に対しては、証印を附するものとする。

4 物件について検定を受けた者は、前項の規定による証印を附された物件について、管海官庁に検定合格証明書交付申請書(第四号様式)を提出し、検定合格証明書の交付を受けることができる。

5 検定合格証明書の受有者は、これを滅失し、又はき損した場合は、検定合格証明書再交付申請書(第五号様式)に検定合格証明書(き損した場合に限る。)を添附して、当該検定合格証明書を交付した管海官庁に提出し、その再交付を受けることができる。

第三章 削除

第十六条から第二十五条まで 削除

第四章 雑則

(再検定)

第二十六条 法第十一条第一項の規定による再検定を申請しようとする者は、検定に対する不服の事項及びその理由を記載した再検定申請書を当該検定を行った管海官庁を経由して国土交通大臣に提出しなければならない。

(登録検定機関等が行う検定についての読替え)

第二十七条 法第六条ノ五第一項の登録検定機関(以下単に「登録検定機関」という。)又は小型船舶検査機構が行う検定については、第十三条中「管海官庁(検定に係る船舶又は物件を製造する事業場が本邦にある場合はその所在地を管轄する地方運輸局長(運輸監理部長を含む。以下同じ。))」(その所在地を管轄する運輸支局(地方運輸局組織規則別表第二第一号に掲げる運輸支局

(福岡運輸支局を除く。))を除く。)、同令別表第五第二号に定める海事事務所又は内閣府設置法第四十七条第一項の規定により沖縄総合事務局に置かれる事務所で地方運輸局において所掌することとされている事務のうち国土交通省組織令第二百二十二条第二項に規定する事務を分掌するものがある場合は、その運輸支局の長、その海事事務所の長又は沖縄総合事務局に置かれる事務所の長。以下同じ。))を、当該事業場が本邦外にある場合は関東運輸局長をいう。以下同じ。))とあり又は第十四条、第十五条第四項及び第五項、前条並びに様式中「管海官庁」とあるのは、「登録検定機関」又は「小型船舶検査機構」と読み替えてこれらの規定及び様式を適用する。(經由機関)

第二十八条 第五条、第八条並びに第九条(第二号及び第三号に係る部分を除く。)の規定による国土交通大臣に対する書類の提出は、当該書類に係る船舶又は物件を製造する主たる事業場の所在地を管轄する地方運輸局長(その所在地が本邦外にある場合は、関東運輸局長)を経由して行うものとする。

(手数料)

第二十九条 型式承認、第八条の承認、検定、第十五条第四項の規定による検定合格証明書の交付又は同条第五項の規定による検定合格証明書の再交付を受けようとする者(登録検定機関又は小型船舶検査機構が行う検定又は検定合格証明書の交付若しくは再交付を受けようとする者を除く。))は、別表第一に定める額(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第五十一号)以下この条において「情報通信技術活用法」という。))第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して型式承認、承認、検定、交付又は再交付の申請をする場合にあっては、別表第一の二に定める額)の手数料を納付しなければならない。

2 第六条第一項ただし書に規定する物件の型式についての型式承認の手数料の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による手数料の額の十分の四・七の額とする。この場合において、百円未満の端数を生じたときは、これを四捨五入するものとする。

3 外国において型式承認を受ける場合における型式承認の手数料の額は、前二項の規定にかかわらず、これらにおいて型式承認による手数料の額に十一万三千七百円を加算した額とする。

4 外国において検定を受ける場合における検定(登録検定機関又は小型船舶検査機構が行う検定を除く。))の手数料の額は、第一項の規定にかかわらず、別表第二に定める手数料の額(情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して検定の申請をする場合にあっては、別表第二の二に定める手数料の額)に、一件の申請につき、十一万三千七百円を加算した額とする。

5 外国において第十五条第四項の規定による検定合格証明書の交付(登録検定機関又は小型船舶検査機構が行う検定合格証明書の交付を除く。))を受ける場合における交付の手数料の額は、第一項の規定にかかわらず、一通につき千四百五十円(情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して交付の申請をする場合にあっては、千二百五十円)とする。

6 前各項の手数料は、収入印紙を手数料納付書(第六号様式)に貼り付けて納付するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この省令は、船舶安全法の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第八十号)の施行の日(昭和四十八年十二月十四日)から施行する。

(船用品型式承認規則の廃止)

2 船用品型式承認規則(昭和二十三年総理庁・運輸省令第四号。以下「旧型式承認規則」という。))は、廃止する。

3 国土交通大臣は、旧型式承認規則第一条の型式承認を受け、かつ、同令第六条第一項の承認証書でこの省令の施行の際現に有効なものを受有する者又はこの省令の施行の際現に旧型式承認規則第一条の型式承認を申請中の者に関しては、第五条の規定にかかわらず、同条の規定による申

請に基づかないで、当該型式承認に係る物件について法第六条ノ四第一項の型式承認をすることができ。

4 国土交通大臣は、前項の規定により法第六条ノ四第一項の型式承認をするときは、これに期限を附することができる。

5 附則第四項の規定により法第六条ノ四第一項の型式承認を受けた者が当該型式承認に係る物件について旧型式承認規則第三条第一項の規定により行つた検定の申請でこの省令の施行の際現に係属中のものは、第十三条の規定による検定の申請とみなす。

6 前項に規定する旧型式承認規則第三条第一項の規定による検定の申請に関し納付された手数料は、第十三条の規定による検定の申請に関する手数料として第二十九条の規定により納付されたものとみなす。

附 則 (昭和四十九年七月二五日運輸省令第三二二号)

1 この省令は、昭和四十九年八月一日から施行する。

2 この省令の施行前にした申請に係る手数料に関しては、なお従前の例による。

附 則 (昭和四十九年八月二二日運輸省令第三四号) 抄

(施行期日)

1 この省令は、昭和四十九年九月一日から施行する。

附 則 (昭和四十九年八月二七日運輸省令第三六号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、昭和四十九年九月一日から施行する。

附 則 (昭和四十九年十一月八日運輸省令第四四号) 抄

1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五〇年一〇月二三日運輸省令第四三三号) 抄

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(船舶等型式承認規則の一部改正)

3 底びき網漁業灯、かけまわし漁法灯及びきんちやく網漁業灯については、船舶等型式承認規則第四条、第五条第二項第二号及び第六条第一項中「法第二条第一項の命令」とあるのは、昭和五十年十一月九日までは、「船灯試験規程（昭和九年通信省令第十九号）」と読み替えて、これらの規定を適用する。

附 則 (昭和五〇年十一月一八日運輸省令第四七号) 抄

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五一年三月二七日運輸省令第八号)

1 この省令は、昭和五一年四月一日から施行する。

2 この省令の施行前にした申請に係る手数料に関しては、なお従前の例による。

附 則 (昭和五一年八月一四日運輸省令第三四号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、昭和五一年九月一日から施行する。

附 則 (昭和五二年六月七日運輸省令第一五号) 抄

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五二年七月一日運輸省令第二〇号) 抄

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条中船舶設備規程第四百十三条の次に四条を加える改正規定（第四百十三条ノ四に係る部分を除く。）以外の改正規定、第三条中小型船舶安全規則第八十二条の改正規定以外の改正規定並びに第五条中船舶等型式承認規則第三条第五号の改正規定（同号へに係る部分に限る。）及び別表の改正規定（黒球」及び「黒色円すい形象物／紅色円すい形象物」を改める部分に限る。）は、昭和五十二年七月十五日から施行する。

附 則 (昭和五二年八月二六日運輸省令第二六号) 抄

(施行期日)

1 この省令は、昭和五十二年九月六日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第一条中船舶安全法施行規則第十九条の改正規定（一般小型船に係る部分に限る。）、第二条中船舶設備規程第七編の次に一編を加える改正規定（第三百十一條の七に係る部分を除く。）及び第十二号表の次に一表を加える改正規定、第三条の規定並びに附則第四項の規定は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五三年一月二二日運輸省令六一号)

(施行期日)

1 この省令は、昭和五十二年十二月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行前にした申請に係る手数料に関しては、なお従前の例による。

附 則 (昭和五五年五月六日運輸省令第二二号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、昭和五十五年五月二十五日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第一条中目次の改正規定（「／第七編 昇降設備／第八編 コンテナ設備」を改める部分に限る。）、第七編の編名を改める改正規定、第七編中第三百三条の前に章名を付する改正規定、第八編の編名を削る改正規定、第三百十一條の次に章名を付する改正規定及び第七編に一章を加える改正規定、第十一条中目次の改正規定及び第十一章を第十二章とし、第十章の次に一章を加える改正規定、第十二条中別表第一の改正規定（

コンテナ	フラットトラック型のもの	1個につき	11,000円
その他の型のもの	1個につき	15,000円	

」を改める部分に限る。）並びに第十三条中別表の改正規定（

コンテナ	フラットトラック型のもの	68,000	1個につき	2,200
その他の型のもの	98,000	000	2,800	000

」を改める部分に限る。）並びに附則第二条第十四項及び附則第十二条第三項の規定は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五五年五月二四日運輸省令第一四号)

1 この省令は、昭和五十五年五月二十五日から施行する。

附 則 (昭和五六年三月一九日運輸省令第六号)

(施行期日)

1 この省令は、昭和五十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行前にした申請に係る手数料に関しては、なお従前の例による。

附 則 (昭和五六年三月三〇日運輸省令第二二号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、地方支分部局の整理のための行政管理庁設置法等の一部を改正する法律の施行の日（昭和五十六年四月一日）から施行する。

附 則 (昭和五七年四月六日運輸省令第八号) 抄

(施行期日)
第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第一条中運輸省組織規程第三十五条の改正規定、第二条中海運局支局等組織規程の題名の改正規定（「第一章 海運局支局」を削る改正規定、同令第二章の改正規定、同令別表第一の改正規定（同表九州海運局福岡支局の項に係る部分を除く。）、同令別表第二の改正規定（第二条の二関係）を「第二条の二、第二条の三関係」に改める部分及び同表九州海運局福岡支局の項に係る部分を除く。）、同令別表第三の改正規定（「同横須賀同」を「同三崎同」に改める部分に限る。）、同令別表第四及び別表第五の改正規定並びに附則第四条 昭和五十八年一月一日

附 則 （昭和五十七年六月一日運輸省令第二二二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和五十八年三月八日運輸省令第七号） 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、昭和五十八年三月十五日から施行する。

附 則 （昭和五十八年八月二四日運輸省令第三六号） 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十八年法律第五十八号。以下「改正法」という。）附則第一条第二号に定める日（昭和五十八年十月二日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 目次の改正規定（「第十二条の三十六」を「第十二条の三十五」に改める部分に限る。）、第六条、第十二条の二及び第十二条の四の改正規定、第十二条の三十四を削り、第十二条の三十五を第十二条の三十四とし、第十二条の三十六を第十二条の三十五とする改正規定、第三十三条の四の改正規定（油ゲル化剤に係る部分を除く。）、第三十九条の次に一条を加える改正規定、第四十条の改正規定、別表第一及び別表第四の改正規定並びに別表第四の次に一表を加える改正規定（油ゲル化剤に係る部分を除く。）並びに附則第八条及び附則第十一条の規定 改正法附則第一条第一号に定める日（昭和五十八年八月二十五日）

附 則 （昭和五十八年八月二四日運輸省令第四二二号） 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、昭和五十八年十月二日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第二条中船舶安全法施行規則第一条、第六十六条、別表第一及び第十五号様式別表の改正規定並びに第三条及び第四条の規定は、昭和五十八年八月二十五日から施行する。

附 則 （昭和五十九年三月一九日運輸省令第四号）

(施行期日)

第一条 この省令は、昭和五十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行前にした申請に係る手数料に関しては、なお従前の例による。

附 則 （昭和五十九年六月二二日運輸省令第一八号） 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、昭和五十九年七月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行前に次の表の上欄に掲げる行政庁が法律若しくはこれに基づく命令の規定によりした許可、認可その他の処分又は契約その他の行為（以下「処分等」という。）は、同表の下欄に掲げるそれぞれの行政庁がした処分等とみなし、この省令の施行前に同表の上欄に掲げる行政庁に対してした申請、届出その他の行為（以下「申請等」という。）は、同表の下欄に掲げるそれぞれの行政庁に対してした申請等とみなす。

北海海運局長	北海道運輸局長
東北海運局長（山形県又は秋田県の区域に係る処分等又は申請等に係る場合を除く。）	東北運輸局長
東北海運局長（山形県又は秋田県の区域に係る処分等又は申請等に係る場合に限る。）及び新潟海運監視部長	新潟運輸局長
関東海運局長	関東運輸局長
東海海運局長	中部運輸局長
近畿海運局長	近畿運輸局長
中国海運局長	中国運輸局長
四国海運局長	四国運輸局長
九州海運局長	九州運輸局長
神戸海運局長	神戸海運監視部長
札幌陸運局長	北海道運輸局長
仙台陸運局長	東北運輸局長
新潟陸運局長	新潟運輸局長
東京陸運局長	関東運輸局長
名古屋陸運局長	中部運輸局長
大阪陸運局長	近畿運輸局長
広島陸運局長	中国運輸局長
高松陸運局長	四国運輸局長
福岡陸運局長	九州運輸局長

第三条 この省令の施行前に海運局支局長が法律又はこれに基づく命令の規定によりした処分等は、相当の地方運輸局又は海運監視部の海運支局長がした処分等とみなし、この省令の施行前に海運局支局長に対してした申請等は、相当の地方運輸局又は海運監視部の海運支局長に対してした申請等とみなす。

附 則 （昭和五十九年八月三〇日運輸省令第二九号） 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、昭和五十九年九月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則 （昭和六〇年三月三〇日運輸省令第二一号） 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和六一年六月二七日運輸省令第二五号） 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、昭和六十一年七月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則 （昭和六二年三月二五日運輸省令第二五号） 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、昭和六十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行前にした申請に係る手数料に関しては、なお従前の例による。

附 則 （昭和六二年八月八日運輸省令第五一号） 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、昭和六十二年十月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第一条中小型船舶安全規則第五十七条の次に一条を加える改正規定、第二条中船舶安全法施行規則別表第一の改正規定及び第三条の規定は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和六二年九月二九日運輸省令第五五号） 抄

(施行期日)

- 1 この省令は、船舶安全法及び道路運送車両法の一部を改正する法律の施行の日（昭和六十二年十月一日）から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行前に指定検定機関又は小型船舶検査機構に対してした検定又は検定合格証明書
の交付若しくは再交付の申請に係る手数料に関しては、なお従前の例による。

附 則 （昭和六十三年一月二五日運輸省令第三十六号）
この省令は、昭和六十三年十二月一日から施行する。

附 則 （平成元年三月三一日運輸省令第二二号）抄
（施行期日）

1 この省令は、平成元年四月一日から施行する。

（経過措置）

3 この省令の施行前にした申請に係る手数料に関しては、なお従前の例による。

附 則 （平成元年六月二二日運輸省令第二〇号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成元年七月二〇日運輸省令第二四号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成元年一〇月二二日運輸省令第二八号）抄
（施行期日）

1 この省令は、平成元年十月二十二日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則 （平成三年三月二二日運輸省令第二号）
（施行期日）

1 この省令は、平成三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行前にした申請に係る手数料に関しては、なお従前の例による。

附 則 （平成三年一〇月一一日運輸省令第三三三号）抄
（施行期日）

1 この省令は、平成四年二月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第二
条中船舶安全法施行規則別表第一及び別表第二の改正規定、第三条中船舶消防設備規則第十七条
第二項、第二十条、第二十二條、第二十三條、第四十八條第五項、第六十九條第一項及び第七十
条の改正規定、第四条の規定並びに第五條中小型船舶安全規則第六十五條第二項、第六十六條、
第六十九條及び第七十一條の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 （平成六年三月二九日運輸省令第九号）
（施行期日）

1 この省令は、平成六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行前にした申請に係る手数料に関しては、なお従前の例による。

附 則 （平成六年三月三〇日運輸省令第一四号）抄
（施行期日）

1 この省令は、平成六年四月一日から施行する。
- | | |
|---|---|
| 附 則 （平成六年五月一九日運輸省令第一九号）抄
（施行期日） | |
| 第一条 この省令は、平成六年五月二十日（以下「施行日」という。）から施行する。 | |
| 附 則 （平成六年九月三〇日運輸省令第四五号）抄
（施行期日） | |
| 第一条 この省令は、平成六年十月一日から施行する。 | |
| 附 則 （平成七年一二月二二日運輸省令第六八号）抄
（施行期日） | |
| 1 この省令は、平成八年一月一日（以下「施行日」という。）から施行する。 | |
| 附 則 （平成八年二月二七日運輸省令第一四号）
この省令は、公布の日から施行する。 | |
| 附 則 （平成八年三月一九日運輸省令第一九号）
この省令は、平成八年三月二十九日から施行する。 | |
| 附 則 （平成九年三月二二日運輸省令第一五号）
（施行期日） | |
| 1 この省令は、平成九年四月一日から施行する。 | |
| （経過措置） | |
| 2 この省令の施行前にした申請に係る手数料に関しては、なお従前の例による。 | |
| 附 則 （平成九年六月二七日運輸省令第四三三号）抄
（施行期日） | |
| 第一条 この省令は、平成九年七月一日（以下「施行日」という。）から施行する。 | |
| 附 則 （平成九年一二月一五日運輸省令第八三三号）
この省令は、平成十年一月一日から施行する。 | |
| 附 則 （平成一〇年七月一日運輸省令第五二二号）
（施行期日） | |
| 第一条 この省令は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。 | |
| （経過措置） | |
| 第二条 施行日前に受けた改正前の別表第一に掲げる物件のうち次の表の上欄に掲げるものの型式
についての型式承認は、それぞれ改正後の別表第一に掲げる物件のうち次の表の下欄に掲げるも
のの型式について受けた型式承認とみなす。 | |
| 防火戸 | 防火戸、防火窓、防火ダンパーその他の仕切
りの材料 |
| 自動閉鎖型防火ダンパー | |
| 隔壁又は甲板に用いる防火用材料（標準火災試験を要
するものに限る。） | |
| その他の防火用材料 | 不燃性材料、火災の危険の少ない家具及び備
品、防火戸の動力開閉装置、冷却装置の管装
置の防熱材、冷却装置の防熱材の防湿用表面
材若しくは接着剤又は表面仕上材 |
| 進水装置用第一種膨脹式救命いかだ | 進水装置用膨脹式救命いかだ |
| その他の第一種膨脹式救命いかだ | その他の膨脹式救命いかだ |
| 膨脹型救助艇 | 膨脹型一般救助艇 |
| 固型救助艇 | 固型一般救助艇 |
| 複合型救助艇 | 複合型一般救助艇 |
| 甲種マスト灯 | 第一種マスト灯 |
| 乙種マスト灯 | 第二種マスト灯 |

小型船舶用船灯（甲種前部灯であつて光達距離が五海里以上であるものに限る。）	第三種マスト灯
丙種マスト灯	
小型船舶用船灯（甲種前部灯であつて光達距離が三海里以上五海里未満であるものに限る。）	
小型船舶用船灯（乙種前部灯に限る。）	第四種マスト灯
甲種げん灯	第一種げん灯
乙種げん灯	第二種げん灯
小型船舶用船灯（甲種小型船舶用げん灯に限る。）	
小型船舶用船灯（乙種小型船舶用げん灯に限る。）	第三種げん灯
両色灯	第一種両色灯
小型船舶用船灯（甲種小型船舶用両色灯に限る。）	
小型船舶用船灯（乙種小型船舶用両色灯に限る。）	第二種両色灯
甲種船尾灯	第一種船尾灯
乙種船尾灯	第二種船尾灯
小型船舶用船灯（後部灯に限る。）	
甲種引き船灯	第一種引き船灯
乙種引き船灯	第二種引き船灯
甲種白灯	第一種白灯
乙種白灯	第二種白灯
小型船舶用船灯（小型船舶用白灯に限る。）	
甲種紅灯	第一種紅灯
乙種紅灯	第二種紅灯
小型船舶用船灯（小型船舶用紅灯に限る。）	
甲種緑灯	第一種緑灯
乙種緑灯	第二種緑灯
甲種紅色閃光灯	第一種紅色閃光灯
乙種紅色閃光灯	第二種紅色閃光灯
甲種綠色閃光灯	第一種綠色閃光灯
乙種綠色閃光灯	第二種綠色閃光灯
甲種黄色閃光灯	第一種黄色閃光灯
乙種黄色閃光灯	第二種黄色閃光灯
三色灯	第一種三色灯
小型船舶用船灯（甲種小型船舶用三色灯に限る。）	
小型船舶用船灯（乙種小型船舶用三色灯に限る。）	第二種三色灯

2 施行日前に交付を受けた前項の表の上欄に掲げる物件についての型式承認書及び検定合格証明書は、それぞれ同表の下欄に掲げる物件について交付を受けた型式承認書及び検定合格証明書とみなす。

3 施行日前にした第一項の表の上欄に掲げる物件についての型式承認、型式の変更の承認又は検定の申請は、それぞれ同表の下欄に掲げる物件についてした型式承認、型式の変更の承認又は検定の申請とみなす。

4 施行日前にした申請に係る手数料に関しては、なお従前の例による。

附 則（平成一〇年一〇月三〇日運輸省令第七二号）

この省令は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則（平成二二年三月二二日運輸省令第九号）

1 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行前にした申請に係る手数料に関しては、なお従前の例による。

附 則（平成二二年一二月二九日運輸省令第三九号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則（平成一三年三月三〇日国土交通省令第七二号）

この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則（平成一四年六月二五日国土交通省令第七五号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十四年七月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第四条中船舶安全法施行規則別表第一及び別表第二の改正規定並びに第七条の規定は、公布の日から施行する。

（船舶等型式承認規則の一部改正に伴う経過措置）

第八条 施行日前に受けた第七条の規定による改正前の船舶等型式承認規則別表第一のうち衛星航法装置の型式についての型式承認は、第七条の規定による改正後の船舶等型式承認規則別表第一に掲げる物件のうち第一種衛星航法装置の型式について受けた型式承認とみなす。

2 施行日前に交付を受けた衛星航法装置についての型式承認書及び検定合格証明書は、第一種衛星航法装置について交付を受けた型式承認書及び検定合格証明書とみなす。

3 施行日前にした衛星航法装置についての型式承認、型式の変更の承認又は検定の申請は、第一種衛星航法装置についてした型式承認、型式の変更の承認又は検定の申請とみなす。

附 則（平成一四年六月二八日国土交通省令第七九号）

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十四年七月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式又は書式による申請書、証明書その他の文書は、この省令による改正後のそれぞれの様式又は書式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

附 則（平成一四年七月二六日国土交通省令第九一号） 抄

（施行期日）

1 この省令は平成十四年十月一日から施行する。

附 則（平成一五年九月二九日国土交通省令第九六号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、海上衝突予防法の一部を改正する法律（平成十五年法律第六十三号）の施行の日（平成十五年十一月二十九日）から施行する。

附 則（平成一六年二月二六日国土交通省令第六六号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十六年三月一日から施行する。

附 則（平成一六年三月二六日国土交通省令第二九号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十六年七月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則（平成一六年三月三一日国土交通省令第三四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一七年三月二八日国土交通省令第一九号）

（施行期日）

1 この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行前にした申請に係る手数料に関しては、なお従前の例による。

附 則 (平成一八年三月三一日国土交通省令第三二一号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十八年七月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条のうち船舶設備規程第三百条の改正規定、第三条のうち船舶安全法施行規則別表第一、別表第一の二、別表第二及び別表第二の二の改正規定並びに第六条及び第七条の規定 平成十八年四月一日

附 則 (平成二一年二月二二日国土交通省令第六九号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十二年一月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則 (平成二三年五月三一日国土交通省令第四五号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二三年二月二八日国土交通省令第一〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十四年一月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則 (平成二六年三月三一日国土交通省令第三七号) 抄

この省令は、平成二六年四月一日から施行する。

附 則 (平成二六年六月二二日国土交通省令第五三三号) 抄

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二七年二月二二日国土交通省令第八五号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二八年一月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則 (平成二八年六月二四日国土交通省令第五二二号) 抄

(施行期日)

1 この省令は、平成二八年七月一日（次項において「施行日」という。）から施行する。

附 則 (平成二九年八月一日国土交通省令第四八号) 抄

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年二月一六日国土交通省令第四七号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年十二月十六日）から施行する。

附 則 (令和二年二月二三日国土交通省令第九八号) 抄

(施行期日)

1 この省令は、令和三年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (令和三年二月一九日国土交通省令第七一号) 抄

(施行期日)

1 この省令は、海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和三年十一月二十日）から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行前に交付した第五条の規定による改正前の船舶等型式承認規則第一号様式による型式承認書及び同令第二号様式による検定合格証明書並びに第十二条の規定による改正前の海洋汚染防止設備及び大気汚染防止検査対象設備型式承認規則第二号様式による型式承認書及び同令第七号様式による検定合格証明書は、それぞれ第五条の規定による改正後の船舶等型式承認規則第一号様式による型式承認書及び同令第二号様式による検定合格証明書並びに第十二条の規定による改正後の海洋汚染防止設備及び大気汚染防止検査対象設備型式承認規則第二号様式による型式承認書及び同令第七号様式による検定合格証明書とみなす。

附 則 (令和五年二月二八日国土交通省令第九七号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、令和六年一月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

(船舶等型式承認規則の一部改正に伴う経過措置)

第八条 この省令の施行日前に受けた第八条の規定による改正前の船舶等型式承認規則別表第一のうち浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置であつて、非常の際に付近の他の船舶又は航空機の船舶自動識別装置に対し必要な信号を有効かつ確実に発信できるものとして国土交通大臣が認めたもの（第三項において「特定浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置」という。）の型式についての型式承認は、第八条の規定による改正後の船舶等型式承認規則別表第一のうち浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置の型式について受けた型式承認とみなす。

2 この省令の施行日前に受けた第八条の規定による改正前の船舶等型式承認規則別表第一のうち小型船舶用極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置の型式についての型式承認は、第八条の規定による改正後の船舶等型式承認規則別表第一のうち小型船舶用衛星利用非常用位置指示無線標識装置の型式について受けた型式承認とみなす。

3 この省令の施行日前に受けた特定浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置についての型式承認書及び検定合格証明書は、浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置について交付を受けた型式承認書及び検定合格証明書とみなす。

4 この省令の施行日前に交付を受けた小型船舶用極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置についての型式承認書及び検定合格証明書は、小型船舶用衛星利用非常用位置指示無線標識装置について交付を受けた型式承認書及び検定合格証明書とみなす。

5 この省令の施行日前にした浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、非浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置及び小型船舶用極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置についての変更の承認又は検定の申請は、浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置、非浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置及び小型船舶用衛星利用非常用位置指示無線標識装置についてした型式承認、型式の変更の承認又は検定の申請とみなす。

別表第一（第三条、第29条関係）

型式承認		検定	
承認	型式承認（単位）	検定（単位）	円
小型船舶	旅客船	742, 200	17, 10
旅客船以外のもの	553, 100	12, 70	
小型船舶の船体	長さ3メートル未満のもの	189, 800	3, 850
長さ3メートル以上5メートル未満のもの	295, 300	1隻につき	7, 600

倉口蓋板	長さ5メートル以上のもの	鋼製のもの	50平方メートル未満	50平方メートル以上100平方メートル未満	100平方メートル以上200平方メートル未満	200平方メートル以上	木製のもの	倉口覆布	倉口覆布の布地	倉口覆布の防水布地 倉口覆布の防水剤	舷窓	不燃性材料	防火戸、防火窓、防火ダンパーその他の仕切りの材料	防煙ダンパー	火災の危険の少ない家具及び備品	防火戸の動力開閉装置	送風機					
																		羽根車の外径が	0.6メートル未満のもの	0.6メートル以上0.9メートル未満のもの	0.9メートル以上1.2メートル未満のもの	1.2メートル以上のもの
																		〃	〃	〃	〃	〃
	416,700	132,300	187,100	355,400	271,300	355,400	132,300	125,400	70,500	70,500	88,100	62,500	146,900	147,500	78,500	91,900	97,800	102,900	122,500	131,400	153,100	
	〃	1式につ	〃	〃	〃	〃	1枚につ	1枚につ	50メートル又はその端数	50メートル又はその端数	18リツ又はその端数	1個につ	1個につ	1個につ	1個につ	1個につ	1個につ	1個につ	1個につ	1個につ	1個につ	
	011,000	7,800	9,300	14,500	11,300	14,500	180	180	300	300	190	150	380	1,300	1,800	1,150	2,600	1,450	2,450	7,400	10,400	

冷却装置の管装置の防熱材	冷却装置の防熱材の防湿用表面材	冷却装置の防熱材の接着剤	表面仕上材	居住区域内に設ける隔壁又は甲板の材料	高速排気装置	フレームアレスタ	船体用材料					内燃機関	船内外機
77,600	77,600	77,600	88,300	121,700	203,100	173,800	プラスチック樹脂	ガラス繊維	ゴム布		連続最大出力が	連続最大出力が	
								ロービング			18キロワット未満のもの	18キロワット未満のもの	
77,600	77,600	77,600	88,300	121,700	203,100	173,800	204,200	180,200			18キロワット未満のもの	18キロワット未満のもの	
600	600	600	300	700	100	800	2000	2000			279,300	322,400	
1個につ	1個につ	1個につ	1個につ	1個につ	1個につ	1個につ	180リ	10キロ	50メートル	その端数	1個につ	1個につ	
220	220	220	230	1,300	1,250	640	210	20	100	410	5,800	10,300	

救命いかだ	空 気 自 給 式 救 命 艇				耐火救命艇	小型船舶用膨脹式救命いかだ	救命浮器	救助艇	救命浮環						救命胴衣	小型船舶用救命浮輪又は小型船舶用救命クッション					
	その他の全閉囲型救命艇	救助艇の要件に適合するもの	その他の空気自給式救命艇	救助艇の要件に適合するもの					その他の耐火救命艇	進水装置用膨脹式救命いかだ	その他の膨脹式救命いかだ	固型救命いかだ	膨脹型一般救助艇	固型一般救助艇			複合型一般救助艇	膨脹型高速救助艇	固型高速救助艇	複合型高速救助艇	
1 8 3, 0 0 0	7 4 5, 4 0 0	8 0 5, 6 0 0	7 7 8, 9 0 0	8 8 8, 6 0 0	1 8 3, 0 0 0	3 6 8, 8 0 0	3 3 2, 6 0 0	2 9 5, 8 0 0	1 4 5, 2 0 0	1 8 1, 4 0 0	6 6 8, 1 0 0	6 1 5, 9 0 0	6 8 6, 7 0 0	6 4 2, 6 0 0	6 9 7, 4 0 0	1 2 5, 4 0 0	1 5 7, 4 0 0	3 2, 2 0 0	1 3 6, 4 0 0	1 0 6, 8 0 0	
き	1 個 に つ	”	”	”	き	1 個 に つ	”	”	”	”	”	”	”	”	”	”	”	”	”	”	”
1 7 0	1 8 0	1 4 0				2 5 0	5, 1 0 0	5, 0 0	7 7 0	9 9 0	2 2, 1, 3 0	2 0 2, 1, 3 0	2 2, 1, 4 0	2 0 2, 1, 3 0	2 0 2, 1, 4 0	1 7 0	2 4 0	7 0			

救命索発射器	海面着色剤	49, 200	108, 900	4	1個につき	1300
	救命索発射器の発射体	46, 600	46, 600	4	4個又はその端数につき	1500
救命索発射器の救命索		46, 600	46, 600	4	4本又はその端数につき	1800
救命いかだ支援艇		301, 700	301, 700	1隻につき	1隻につき	17, 800
自己点火灯	小型船舶用自己点火灯	158, 400	158, 400	1個につき	1個につき	2200
	その他の自己点火灯	158, 400	202, 100	1個につき	1個につき	900
自己発煙信号	小型船舶用自己発煙信号	158, 400	158, 400	1個につき	1個につき	1700
救命胴衣灯	その他の自己発煙信号	202, 100	202, 100	1個につき	1個につき	2400
	落下傘付信号	61, 500	61, 500	1個につき	1個につき	800
火せん	小型船舶用火せん	158, 400	158, 400	1個につき	1個につき	900
信号紅炎	その他の火せん	202, 100	202, 100	1個につき	1個につき	1300
	小型船舶用信号紅炎	158, 400	158, 400	1個につき	1個につき	900
発煙浮信号	その他の信号紅炎	202, 100	202, 100	1個につき	1個につき	2400
	浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置	161, 600	161, 600	1個につき	1個につき	4000
非浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置	小型船舶用衛星利用非常用位置指示無線標識装置	128, 600	128, 600	1個につき	1個につき	5500
	レーダー・トランスポンダー	125, 400	125, 400	1個につき	1個につき	3500
搜索救助用位置指示送信装置	小型船舶用レーダー・トランスポンダー	153, 400	153, 400	1個につき	1個につき	4000
	その他の搜索救助用位置指示送信装置	196, 500	196, 500	1個につき	1個につき	1000

消火器	自動拡散型液体消火器	86,500	き1個につき	340	機関室局所消火装置	31,600	き1個につき	380	スプリンクラ・ヘッド	31,600	き1個につき	390	国際陸上施設連結具	31,600	き1個につき	390	移動式放水モニター	85,900	き1個につき	790	水噴霧ランス	92,100	き1個につき	790	水噴霧放射器	31,600	き1個につき	270	ノズル	31,600	き1個につき	140	消火ホース	46,600	き1個につき	780	非常ポンプ	144,300	き1個につき	3,850	消火ポンプ	137,200	き1個につき	2,900	乗込装置	359,200	き1台につき	13,500	ウイーク・リンク	31,600	き1個につき	200	自動離脱装置	70,500	き1個につき	420	救命いかだ又は救命浮器の架台	45,000	き1個につき	520	再帰反射材	50,800	き1個につき	450	探照灯	84,400	き1個につき	450	船舶航空機間双方無線電話装置	168,000	き1個につき	9,000	固定式双方無線電話装置	168,000	き1個につき	9,000	持運び式双方無線電話装置	168,000	き1個につき	9,000
-----	------------	--------	--------	-----	-----------	--------	--------	-----	------------	--------	--------	-----	-----------	--------	--------	-----	-----------	--------	--------	-----	--------	--------	--------	-----	--------	--------	--------	-----	-----	--------	--------	-----	-------	--------	--------	-----	-------	---------	--------	-------	-------	---------	--------	-------	------	---------	--------	--------	----------	--------	--------	-----	--------	--------	--------	-----	----------------	--------	--------	-----	-------	--------	--------	-----	-----	--------	--------	-----	----------------	---------	--------	-------	-------------	---------	--------	-------	--------------	---------	--------	-------

火災探知装置の部分	探知器	179,800	き1個につき	2,550	命綱	54,600	き1本につき	420	呼吸具の酸素発生缶	46,600	き1個につき	150	呼吸具の清浄缶	46,600	き1個につき	150	防煙ヘルメット	11,100	き1個につき	500	防煙マスク	11,100	き1個につき	500	自蔵式呼吸具	11,100	き1個につき	500	送気式呼吸具	11,100	き1個につき	500	安全灯	11,100	き1個につき	480	個人装具（安全灯及びおのを除く。）	11,100	き1組につき	4,450	持運び式泡放射器	86,500	き1個につき	2,700	膨脹泡消火装置用消火剤又は固定式高	138,800	200リットル又はその端	5,000	固定式鎮火性ガス消火装置用消火剤（ハロゲン化合物に限る。）	142,900	グラム又はその端	2,050	器用又は移動式消火器	124,900	き1個につき	130	消火器用消火剤	11,100	き1個につき	130	消火器	11,100	き1個につき	130	船舶機間双方無線電話装置	168,000	き1個につき	9,000	船舶機間双方無線電話装置	168,000	き1個につき	9,000	固定式双方無線電話装置	168,000	き1個につき	9,000	自動拡散型粉末消火器	86,500	き1個につき	3,400
-----------	-----	---------	--------	-------	----	--------	--------	-----	-----------	--------	--------	-----	---------	--------	--------	-----	---------	--------	--------	-----	-------	--------	--------	-----	--------	--------	--------	-----	--------	--------	--------	-----	-----	--------	--------	-----	-------------------	--------	--------	-------	----------	--------	--------	-------	-------------------	---------	--------------	-------	-------------------------------	---------	----------	-------	------------	---------	--------	-----	---------	--------	--------	-----	-----	--------	--------	-----	--------------	---------	--------	-------	--------------	---------	--------	-------	-------------	---------	--------	-------	------------	--------	--------	-------

航海用レーダー反射器	49,200	き1個につき	130
第二種船舶航海当直警報装置	126,600	き1個につき	3,250
第一種船舶航海当直警報装置	188,700	き1個につき	3,500
水先人用はし	89,200	き1個につき	780
VHF、MF又はHF用デジタル選択呼出聴守装置	291,700	き1個につき	014,600
VHF、MF又はHF用デジタル選択呼出装置	378,600	き1個につき	016,400
簡易型航海情報記録装置	330,400	き1個につき	021,000
航海情報記録装置	404,900	き1個につき	024,500
船舶自動識別装置	386,200	き1個につき	022,400
音響受信装置	129,100	き1個につき	5,200
回頭角速度計	70,500	き1個につき	3,000
船速距離計	245,200	き1個につき	015,300
第二種衛星航法装置	172,200	き1個につき	8,100
第一種衛星航法装置	387,900	き1個につき	021,500
音響測深機	176,000	き1個につき	012,200
船首方位伝達装置	192,000	き1個につき	8,800
ジャイロコンパスのレピータ	88,100	き1個につき	2,900
ジャイロコンパス	228,300	き1個につき	018,400
方位測定コンパス装置	27,900	き1個につき	330
磁気コンパスの自差修正装置付架台	97,200	き1個につき	2,550
磁気コンパスの羅盆	46,600	き1個につき	1,500
磁気コンパス	137,200	き1個につき	2,900

シー・アンカー	276,600	き1個につき	1,950
荷役ホース	128,100	き1本につき	1,900
持運び式機械通風装置	115,800	き1個につき	1,950
固定式ガス検知器	120,600	き1個につき	2,050
知装置の部品	96,600	き1個につき	1,600
指示警報部	64,100	き1個につき	720
検出端部	124,300	き1個につき	1,950
検知管式ガス検知器	28,400	き1個につき	50
ガス検知管	194,900	き1個につき	3,200
複合型のもの	148,400	き1個につき	2,300
その他のもの	78,000	き1個につき	6,200
甲板洗浄機	202,700	き1個につき	780
防爆型の電気器具	73,200	き1個につき	1,200
定周波装置	237,700	き1個につき	5,700
コンテナ	163,200	き1個につき	4,650
フラットラック型のもの	111,500	き1個につき	1,500
その他の型のもの	107,900	き1個につき	3,600
作業用救命衣	98,700	き1個につき	450
完全保護衣	61,600	き1個につき	450
完全保護衣の手袋	62,200	き1個につき	450
完全保護衣の長靴	1件につき	き1個につき	9,300
第8条の承認	1件につき	き1個につき	1,550
第15条第4項の規定による検定合格証明書の交付	1件につき	き1個につき	1,550
第15条第5項の規定による検定合格証明書の再交付	1件につき	き1個につき	3,100

[illegible]

自動操舵装置		浸水警報装置		ゴムホース	液量計測装置	自動呼吸弁	船外機										船内外機
船首方位制御装置のもの	航跡制御装置のもの	警報盤	検知器				連続最大出力が										
							150ミリメートル以上のもの	150ミリメートル未満のもの	184キロワット以上のもの	184キロワット未満のもの	73.6キロワット以上のもの	73.6キロワット未満のもの	37キロワット以上のもの	37キロワット未満のもの	18キロワット以上のもの	18キロワット未満のもの	
302,000	333,400	132,100	111,900	44,200	117,200	55,180	472,500	392,200	300,500	277,700	240,000	224,200	551,800	442,200	392,500	322,300	302,000
1個につき	1個につき	1個につき	1個につき	1本につき	1個につき	1個につき	1個につき	1個につき	1個につき	1個につき	1個につき	1個につき	1個につき	1個につき	1個につき	1個につき	1個につき
9,500	010,000	1,900	1,650	90	4,450	2,050	2,040	017,700	015,000	012,200	011,100	9,800	020,400	017,400	014,600	012,400	

非常用曳航設備	呼吸保護具		呼吸保護具のフィルター		救命艇		救命いかだ		救命浮器		救助艇	
	部分閉閉型救命艇		全閉閉型救命艇		空気自給式救命艇		耐火救命艇		小型船舶用膨脹式救命いかだ		一般救助艇	
	救助艇の要件に適合するもの	救助艇の要件に適合するもの	救助艇の要件に適合するもの	救助艇の要件に適合するもの	救助艇の要件に適合するもの	救助艇の要件に適合するもの	救助艇の要件に適合するもの	救助艇の要件に適合するもの	救助艇の要件に適合するもの	救助艇の要件に適合するもの	救助艇の要件に適合するもの	救助艇の要件に適合するもの
	750,500	723,900	784,000	745,200	805,400	778,700	888,400	888,600	295,700	145,000	667,900	686,600
	1式につき	1式につき	1式につき	1式につき	1式につき	1式につき	1式につき	1式につき	1式につき	1式につき	1式につき	1式につき
	5,600	350	30	27,50	29,60	30,60	31,20	31,20	5,100	5,100	22,10	22,10

救命浮環	小型船舶用救命浮環	救命浮環の救命索	救命胴衣	小型船舶用救命胴衣	小型船舶用救命浮輪又は小型船舶用救命クッション	小型船舶用浮力補助具	イマーシヨ ン・スーツ	耐暴露服	救命器具の浮力材料	救命器具の布地	救命器具のガス発生器	高圧ガス容器の弁	キャノピー灯	室内灯	手動ポンプ	救命艇又は救助艇の内燃機関	つり索の離脱装置	救助艇の船外機	救命艇、救命 いかだ又は救 助艇の機装品	シール・アンカー	救難食糧
83,700	31,400	70,400	389,900	86,700	329,700	46,400	73,600	86,300	75,700	101,200	101,200	46,400	73,600	73,600	46,400	329,700	86,700	389,900	70,400	31,400	83,700
1個につき	1個につき	1個につき	1個につき	1個につき	1個につき	1個につき	1個につき	1個につき	1個につき	1個につき	1個につき	1個につき	1個につき	1個につき	1個につき	1個につき	1個につき	1個につき	1個につき	1個につき	1個につき
130	300	770	016,10	1,550	011,20	470	240	240	100	130	130	240	240	240	470	011,20	1,550	016,10	770	300	130

浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置	発煙浮信号	信号紅炎	火せん	落下傘付信号	救命胴衣灯	自己発煙信号	自己点火灯	救命いかだ支援艇	救命索発射器の救命索	救命索発射器の発射体	救命索発射器	飲料水	海水脱塩装置	応急医療具（医療器具及び薬品の両方を含むもの）	応急医療具の部分（医療器具のみのもの）	応急医療具の部分（薬品のみのもの）	保温具	保護カバー	水密電気灯	日光信号鏡	レーザー反射器	海面着色剤
161,400	201,900	158,200	201,900	201,900	61,300	201,900	158,200	301,500	46,400	46,400	108,700	46,400	46,400	46,400	46,400	46,400	46,400	46,400	46,400	46,400	46,400	46,400
1個につき	1個につき	1個につき	1個につき	1個につき	1個につき	1個につき	1個につき	1個につき	1個につき	1個につき	1個につき	1個につき	1個につき	1個につき	1個につき	1個につき	1個につき	1個につき	1個につき	1個につき	1個につき	1個につき
6,300	230	80	80	230	80	230	80	017,60	180	140	290	330	330	330	290	450	450	450	450	450	450	450

電子海図情報表示装置	335,000	1個につき	24,300
ナブテックス受信機	158,800	1個につき	6,300
高機能グループ呼出受信機	158,800	1個につき	6,300
航海用レーダー	420,300	1個につき	20,100
電子プロットティング装置	225,800	1個につき	16,500
自動物標追跡装置	238,600	1個につき	18,200
自動衝突予防援助装置	513,500	1個につき	30,300
磁気コンパス	137,000	1個につき	2,900
磁気コンパスの羅盆	46,400	1個につき	1,500
磁気コンパスの自差修正装置付架台	97,000	1個につき	2,550
方位測定コンパス装置	27,700	1個につき	320
ジャイロコンパス	228,100	1個につき	18,200
ジャイロコンパスのレピータ	87,900	1個につき	2,900
船首方位伝達装置	191,800	1個につき	8,700
音響測深機	175,800	1個につき	12,100
第一種衛星航法装置	387,800	1個につき	21,300
第二種衛星航法装置	172,100	1個につき	8,000
船速距離計	245,000	1個につき	15,200
回頭角速度計	70,400	1個につき	2,950
音響受信装置	128,900	1個につき	5,200
船舶自動識別装置	386,100	1個につき	22,100
航海情報記録装置	404,700	1個につき	24,300
簡易型航海情報記録装置	330,200	1個につき	20,800

VHF、MF又はHF用デジタル選択呼出装置	219,000	1個につき	12,600
VHF、MF又はHF用デジタル選択呼出聴守装置	378,400	1個につき	16,200
水先人用はしご	89,000	1個につき	770
第一種船舶航海当直警報装置	188,500	1個につき	3,450
第二種船舶航海当直警報装置	126,400	1個につき	3,200
航海用レーダー反射器	49,000	1個につき	130
シー・アンカー	276,400	1個につき	1,900
荷役ホース	127,900	1本につき	1,900
持運び式機械通風装置	115,600	1個につき	1,950
固定式ガス検知器	120,400	1個につき	2,000
知装置の部品	96,400	1個につき	1,600
指示警報部	64,000	1個につき	710
検出端部	124,100	1個につき	1,950
検知管式ガス検知器	28,300	10本又はその端数につき	50
ガス検知管	194,700	1個につき	3,200
持運び式ガス検知器	148,200	1個につき	2,300
甲板洗浄機	77,800	1個につき	6,200
防爆型の電気器具	202,500	1個につき	770
定周波装置	73,000	1個につき	1,200
コンテナ	163,000	1個につき	4,600
作業用救命衣	237,600	1個につき	5,600
小型船舶用救命胴衣の要件に適合するもの	110,300	1個につき	150
その他の作業用救命衣	107,700	1個につき	150

完全保護衣		98,600	1個につき
完全保護衣の手袋	61,400	1個につき	440
完全保護衣の長靴	62,000	1個につき	440
第8条の承認		1件につき	9,100
第15条第4項の規定による検定合格証明書の交付		1通につき	1,350
第15条第5項の規定による検定合格証明書の再交付		1通につき	2,850
別表第二(第29条関係)			
検定		検定(単位円)	
小型船舶	旅客船	1隻につき	121,500
	旅客船以外のもの	1隻につき	13,000
小型船舶の船体	長さ3メートル未満のもの	1隻につき	53,000
	長さ3メートル以上5メートル未満のもの	1隻につき	67,000
	長さ5メートル以上のもの	1隻につき	100,000
倉口蓋板	鋼製のもの	1式につき	6,900
		50平方メートル未満	
		50平方メートル以上100平方メートル未満	
		100平方メートル以上200平方メートル未満	
		200平方メートル以上	
倉口覆布	木製のもの	1枚につき	180
		1枚につき	800
		1枚につき	1,200
		1枚につき	900
		1枚につき	0,000
		1枚につき	0,000
		1枚につき	0,000
		1枚につき	0,000
		1枚につき	0,000
		1枚につき	0,000
		1枚につき	0,000
		1枚につき	0,000
		1枚につき	0,000
		1枚につき	0,000
		1枚につき	0,000
		1枚につき	0,000
		1枚につき	0,000
		1枚につき	0,000
		1枚につき	0,000
		1枚につき	0,000
		1枚につき	0,000
		1枚につき	0,000
		1枚につき	0,000
		1枚につき	0,000
		1枚につき	0,000
		1枚につき	0,000
		1枚につき	0,000
		1枚につき	0,000
		1枚につき	0,000
		1枚につき	0,000
		1枚につき	0,000
		1枚につき	0,000
		1枚につき	0,000
		1枚につき	0,000
		1枚につき	0,000
		1枚につき	0,000
		1枚につき	0,000
		1枚につき	0,000
		1枚につき	0,000
		1枚につき	0,000
		1枚につき	0,000
		1枚につき	0,000
		1枚につき	0,000
		1枚につき	0,000
		1枚につき	0,000
		1枚につき	0,000
		1枚につき	0,000
		1枚につき	0,000
		1枚につき	0,000
		1枚につき	0,000
		1枚につき	0,000
		1枚につき	0,000
		1枚につき	0,000
		1枚につき	0,000
		1枚につき	0,000
		1枚につき	0,000
		1枚につき	0,000
		1枚につき	0,000
		1枚につき	0,000
		1枚につき	0,000
		1枚につき	0,000
		1枚につき	0,000
		1枚につき	0,000
		1枚につき	0,000
		1枚につき	0,000
		1枚につき	0,000
		1枚につき	0,000
		1枚につき	0,000
		1枚につき	0,000
		1枚につき	0,000
		1枚につき	0,000
		1枚につき	0,000
		1枚につき	0,000
		1枚につき	0,000
		1枚につき	0,000
		1枚につき	0,000
		1枚につき	0,000
		1枚につき	0,000
		1枚につき	0,000
		1枚につき	0,000
		1枚につき	0,000
		1枚につき	0,000
		1枚につき	0,000
		1枚につき	0,000
		1枚につき	0,000
		1枚につき	0,000
		1枚につき	0,000
		1枚につき	0,000
		1枚につき	0,000
		1枚につき	0,000
		1枚につき	0,000
		1枚につき	0,000
		1枚につき	0,000
		1枚につき	0,000
		1枚につき	0,000
		1枚につき	0,000
		1枚につき	0,000
		1枚につき	0,000
		1枚につき	0,000
		1枚につき	0,000
		1枚につき	0,000
		1枚につき	0,000
		1枚につき	0,000
		1枚につき	0,000
		1枚につき	0,000
		1枚につき	0,000
		1枚につき	0,000
		1枚につき	0,000
		1枚につき	0,000
		1枚につき	0,000
		1枚につき	0,000
		1枚につき	0,000
		1枚につき	0,000
		1枚につき	0,000
		1枚につき	0,000
		1枚につき	0,000
		1枚につき	0,000
		1枚につき	0,000
		1枚につき	0,000
		1枚につき	0,000
		1枚につき	0,000
		1枚につき	0,000
		1枚につき	0,000
		1枚につき	0,000
		1枚につき	0,000
		1枚につき	0,000
		1枚につき	0,000
		1枚につき	0,000
		1枚につき	0,000
		1枚につき	0,000
		1枚につき	0,000
		1枚につき	0,000
		1枚につき	0,000
		1枚につき	0,000
		1枚につき	0,000
		1枚につき	0,000
		1枚につき	0,000
		1枚につき	0,000
		1枚につき	0,000
		1枚につき	0,000
		1枚につき	0,000
		1枚につき	0,000
		1枚につき	0,000
		1枚につき	0,000
		1枚につき	0,000
		1枚につき	0,000
		1枚につき	0,000
		1枚につき	0,000
		1枚につき	0,000
		1枚につき	0,000
		1枚につき	0,000
		1枚につき	0,000
		1枚につき	0,000
		1枚につき	0,000
		1枚につき	0,000
		1枚につき	0,000
		1枚につき	0,000
		1枚につき	0,000
		1枚につき	0,000
		1枚につき	0,000
		1枚につき	0,000
		1枚につき	0,000
		1枚につき	0,000
		1枚につき	0,000
		1枚につき	0,000
		1枚につき	0,000
		1枚につき	0,000
		1枚につき	0,000
		1枚につき	0,000
		1枚につき	0,000
		1枚につき	0,000
		1枚につき	0,000
		1枚につき	0,000
		1枚につき	0,000
		1枚につき	0,000
		1枚につき	0,000
		1枚につき	0,000
		1枚につき	0,000
		1枚につき	0,000
		1枚につき	0,000
		1枚につき	0,000
		1枚につき	0,000
		1枚につき	0,000
		1枚につき	0,000
		1枚につき	0,000
		1枚につき	0,000
		1枚につき	0,000
		1枚につき	0,000
		1枚につき	0,000
		1枚につき	0,000
		1枚につき	0,000
		1枚につき	0,000
		1枚につき	0,000
		1枚につき	0,000
		1枚につき	0,000
		1枚につき	0,000
		1枚につき	0,000
		1枚につき	0,000
		1枚につき	0,000
		1枚につき	0,000
		1枚につき	0,000
		1枚につき	0,000
		1枚につき	0,000
		1枚につき	0,000
		1枚につき	0,000
		1枚につき	0,000
		1枚につき	0,000
		1枚につき	0,000
		1枚につき	0,000
		1枚につき	0,000
		1枚につき	0,000
		1枚につき	0,000
		1枚につき	0,000
		1枚につき	0,000
		1枚につき	0,000
		1枚につき	0,000
		1枚	

舷窓		不燃性材料	防火戸、防火窓、防火ダンパーその他の仕切りの材料	防煙ダンパー	火災の危険の少ない家具及び備品	防火戸の動力開閉装置	送風機	冷却装置の管装置の防熱材				冷却装置の防熱材の防湿用表面材	冷却装置の防熱材の接着剤	表面仕上材	居住区域内に設ける隔壁又は甲板の材料	高速排気装置	フレームアレスタ	船体用材プラスチック樹脂	ガラス繊維	ロービング	の端数
							羽根車の外径が0.6メートル未満のもの	0.6メートル以上0.9メートル未満のもの	0.9メートル以上1.2メートル未満のもの	1.2メートル以上1.5メートル未満のもの	1.5メートル以上のもの										
1個につき	1個につき	1個につき	1個につき	1個につき	1個につき	1個につき	1個につき	1個につき	1個につき	1個につき	1個につき	1個につき	1個につき	1個につき	1個につき	1個につき	1個につき	1個につき	1個につき	1個につき	1個につき
130	330	110	50	110	990	200	110	250	300	600	900	190	290	200	200	110	50	180	20	20	

救助艇	一般救助艇				膨脹型一般救助艇	1隻につき	200
					固型一般救助艇	300	100
救命浮環	高速救助艇				複合型一般救助艇	300	200
					膨脹型高速救助艇	200	300
救命浮環	小型船舶用救命浮環				複合型高速救助艇	300	200
	その他の救命浮環					150	200
救命胴衣	小型船舶用救命胴衣					120	200
	その他の救命胴衣					160	150
小型船舶用救命浮輪又は小型船舶用救命クッション						150	100
	小型船舶用浮力補助具					100	100
イマージョン・スーツ	救命胴衣の要件に適合するもの					760	600
	その他のイマージョン・スーツ					650	600
耐暴露服						680	600
救命器具の浮力材料						160	600
救命器具の布地						280	600
救命器具のガス発生器						120	200
高圧ガス容器の弁						90	200
キャノピー灯						220	200

室内灯			1個につき	220
手動ポンプ			1個につき	430
救命艇又は救助艇の内燃機関			1個につき	100
つり索の離脱装置			1個につき	1,440
救助艇の船外機			1個につき	500
救命艇、救命いかだ又は救助艇の難食糧	コンパス		1個につき	710
救命艇、救命いかだ又は救助艇の難食糧	救難食糧		270	
救命艇、救命いかだ又は救助艇の難食糧	飲料水		100	
救命艇、救命いかだ又は救助艇の難食糧	海水脱塩装置		350	
救命艇、救命いかだ又は救助艇の難食糧	応急医療具（医療器具及び薬品の両方を含むもの）		430	
救命艇、救命いかだ又は救助艇の難食糧	応急医療具の部分（医療器具のみのもの）		410	
救命艇、救命いかだ又は救助艇の難食糧	応急医療具の部分（薬品のみのもの）		410	
救命艇、救命いかだ又は救助艇の難食糧	保温具		140	
救命艇、救命いかだ又は救助艇の難食糧	保護カバー		380	
救命艇、救命いかだ又は救助艇の難食糧	水密電気灯		260	
救命艇、救命いかだ又は救助艇の難食糧	日光信号鏡		110	
救命艇、救命いかだ又は救助艇の難食糧	レーダー反射器		110	
救命艇、救命いかだ又は救助艇の難食糧	海面着色剤		200	
救命索発射器			1個につき	260
救命索発射器の発射体			4個又はその端数に	130
救命索発射器の救命索			4本又はその端数に	160
救命いかだ支援艇			端数に	
自己点灯	小型船舶用自己点灯	電池式のもの	1隻につき	15,000
自己点灯	その他の自己点灯	電池式以外のもの	1個につき	200
自己点灯	その他の自己点灯	電池式以外のもの	70	
自己点灯	その他の自己点灯	電池式以外のもの	270	
自己点灯	その他の自己点灯	電池式以外のもの	110	
自己発煙信号	小型船舶用自己発煙信号		1個につき	150
自己発煙信号	その他の自己発煙信号		210	

別表第二の二（第29条関係）		検定（単位）		円	
持運び式ガス検知器	複合型のもの	1個につき	0.30	1個につき	1.50
甲板洗浄機	その他のもの	1個につき	2.50	1個につき	1.00
防爆型の電気器具		1個につき	5.70	1個につき	0.00
定周波装置		1個につき	1.10	1個につき	0.10
コンテナ	フラットラック型のもの	1個につき	4.20	1個につき	0.20
	その他の型のもの	1個につき	5.00	1個につき	0.20
作業用救命衣	小型船舶用救命胴衣の要件に適合するもの	1個につき	1.30	1個につき	0.30
	その他の作業用救命衣	1個につき	1.30	1個につき	0.20
完全保護衣		1個につき	3.20	1個につき	0.20
完全保護衣の手袋		1個につき	4.20	1個につき	0.20
完全保護衣の長靴		1個につき	4.20	1個につき	0.20
小型船舶					
旅客船	旅客船以外のもの	1隻につき	1.00	1隻につき	1.00
小型船舶の船体	長さ3メートル未満のもの	1隻につき	3.20	1隻につき	0.20
	長さ3メートル以上5メートル未満のもの	1隻につき	5.00	1隻につき	0.60
	長さ5メートル以上のもの	1隻につき	9.00	1隻につき	0.90
倉口蓋板	鋼製のもの	1式につき	6.80	1式につき	0.80
	50平方メートル未満	1式につき	0.00	1式につき	0.00
	50平方メートル以上100平方メートル未満	1式につき	8.00	1式につき	0.20
	100平方メートル以上200平方メートル未満	1式につき	9.00	1式につき	0.50
	200平方メートル以上	1式につき	12.00	1式につき	0.00

木製のもの		1枚につき	1.60
倉口覆布		1枚につき	1.30
倉口覆布の布地		50メートルにつき	2.60
倉口覆布の防水布地		18メートルにつき	2.60
倉口覆布の防水剤		18メートルにつき	0.00
舷窓		1個につき	1.30
不燃性材料		1個につき	3.20
防火戸、防火窓、防火ダンパーその他の仕切りの材料		1個につき	1.10
防煙ダンパー		1個につき	1.70
火災の危険の少ない家具及び備品		1個につき	9.70
防火戸の動力開閉装置		1個につき	2.20
送風機	羽根車の外径が0.6メートル未満のもの	1個につき	1.70
	0.6メートル以上0.9メートル未満のもの	1個につき	2.50
	0.9メートル以上1.2メートル未満のもの	1個につき	3.00
	1.2メートル以上1.5メートル未満のもの	1個につき	6.00
	1.5メートル以上のもの	1個につき	9.00
冷却装置の管装置の防熱材		1個につき	1.90
冷却装置の防熱材の防湿用表面材		1個につき	1.90
冷却装置の防熱材の接着剤		1個につき	2.00
表面仕上材		1個につき	2.00
居住区域内に設ける隔壁又は甲板の材料		1個につき	1.20

救命いかだ		小型船舶用膨脹式救命いかだ		その他の耐火救命艇	
その他の救命いかだ		進水装置用膨脹式救命いかだ		その他の膨脹式救命いかだ	
救命浮器		小型船舶用救命浮器		その他の救命浮器	
救助艇		一般救助艇		膨脹型一般救助艇	
高速救助艇		複合型一般救助艇		固型一般救助艇	
膨脹型高速救助艇		固型高速救助艇		複合型高速救助艇	
救命浮環		小型船舶用救命浮環		その他の救命浮環	
救命浮環の救命索		30メートル又はその端数		1個につき	
救命胴衣		小型船舶用救命胴衣		その他の救命胴衣	
小型船舶用救命浮輪又は小型船舶用救命クッション		1個につき		1個につき	
小型船舶用浮力補助具		1個につき		1個につき	
イマージョン・スーツ		救命胴衣の要件に適合するもの		その他のイマージョン・スーツ	
耐暴露服		1個につき		1個につき	

1個につき	680
1個につき	640
1個につき	760
1個につき	100
1個につき	150
1個につき	160
1個につき	120
1個につき	60
1個につき	210
1個につき	150
1隻につき	200
1隻につき	100
1隻につき	190
1隻につき	200
1隻につき	100
1隻につき	200
1隻につき	100
1隻につき	190
1隻につき	200
1隻につき	900
1隻につき	690
1隻につき	040
1隻につき	500
1隻につき	400
1隻につき	040
1隻につき	500
1隻につき	200
1隻につき	700
1隻につき	280

救命器具の浮力材料	救命器具の布地	救命器具のガス発生器	高圧ガス容器の弁	キャノピー灯	室内灯	手動ポンプ	救命艇又は救助艇の内燃機関	つり索の離脱装置	救助艇の船外機	救命艇、コンパス	救命いかだ	救命艇の難食糧	飲料水	海水脱塩装置	応急医療具（医療器具及び薬品の両方を含むもの）	応急医療具の部分（医療器具のみのもの）	応急医療具の部分（薬品のみのもの）	保温具	保護カバー	水密電気灯	日光信号鏡	レーダー反射器	海面色剤	救命索発射器	救命索発射器の発射体	救命索発射器の救命索
1 個につき	50メ	1 個につき	1 個につき	1 個につき	1 個につき	1 個につき	1 個につき	1 個につき	1 個につき	1 個につき	1 個につき	1 個につき	1 個につき	1 個につき	1 個につき	1 個につき	1 個につき	1 個につき	1 個につき	1 個につき	1 個につき	1 個につき	1 個につき	1 個につき	1 個につき	1 個につき
160	280	120	90	210	430	100	200	100	504	314	700	260	110	600	350	400	400	100	800	600	1100	1100	260	130	160	

救命いかだ支援艇	端数に	つき	1 隻に 15, 800
自己点火小型船舶用自己点火灯	電池式のもの	つき	1 個に 200
灯	電池式以外のもの	つき	70
その他の自己点火灯	電池式以外のもの	つき	260
電池式以外のもの	電池式以外のもの	つき	110
自己発煙小型船舶用自己発煙信号	自己発煙信号	つき	1 個に 150
信号	その他の自己発煙信号	つき	210
救命胴衣灯	救命胴衣灯	つき	1 個に 70
落下傘付信号	落下傘付信号	つき	1 個に 210
火せん	小型船舶用火せん	つき	1 個に 70
信号紅炎	その他の火せん	つき	110
小型船舶用信号紅炎	小型船舶用信号紅炎	つき	1 個に 70
その他の信号紅炎	その他の信号紅炎	つき	110
発煙浮信号	発煙浮信号	つき	1 個に 210
浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置	浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置	つき	1 個に 50
非浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置	非浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置	つき	1 個に 50
小型船舶用衛星利用非常用位置指示無線標識装置	小型船舶用衛星利用非常用位置指示無線標識装置	つき	1 個に 30
レーダー・トランスポンダー	小型船舶用レーダー・トランスポンダー	つき	1 個に 30
その他のレーダー・トランスポンダー	その他のレーダー・トランスポンダー	つき	50
搜索救助用位置指示送信装置	小型船舶用搜索救助用位置指示送信装置	つき	1 個に 30
その他の搜索救助用位置指示送信装置	その他の搜索救助用位置指示送信装置	つき	50
持運び式双方向無線電話装置	持運び式双方向無線電話装置	つき	1 個に 80
固定式双方向無線電話装置	固定式双方向無線電話装置	つき	1 個に 80
船舶航空機間双方向無線電話装置	船舶航空機間双方向無線電話装置	つき	1 個に 80

探照灯	1 個に 380	つき	500
再帰反射材	平方メートル	500	10
救命いかだ又は救命浮器の架台	又はその端数	1 個に 450	50
自動離脱装置	自動離脱装置	つき	1 個に 360
ウィーク・リンク	ウィーク・リンク	つき	1 個に 170
乗込装置	降下式乗込装置	つき	1 台に 120
消火ポンプ	その他の乗込装置	つき	1 個に 360
非常ポンプ	非常ポンプ	つき	1 個に 50
消火ホース	消火ホース	つき	1 個に 700
ノズル	ノズル	つき	1 個に 120
水噴霧放射器	水噴霧放射器	つき	1 個に 230
水噴霧ランス	水噴霧ランス	つき	1 個に 730
移動式放水モニター	移動式放水モニター	つき	1 個に 730
国際陸上施設連結具	国際陸上施設連結具	つき	1 個に 350
スプリンクラ・ヘッド	スプリンクラ・ヘッド	つき	1 個に 340
機関室局所消火装置	機関室局所消火装置	つき	1 個に 340
消火器	自動拡散型液体消火器	つき	1 個に 300
自動拡散型粉末消火器	自動拡散型粉末消火器	つき	1 個に 300
その他の消火器	その他の消火器	つき	1 個に 300
小型船舶用消火器以外の消火器	小型船舶用消火器以外の消火器	つき	1 個に 300
固定式のもの	固定式のもの	つき	1 個に 300

非常標識	手動火災警報装置	火災探知装置の部分	命綱	呼吸具の酸素発生缶	呼吸具の清浄缶	呼吸具 防煙ヘルメット 防煙マスク 自蔵式呼吸具 送気式呼吸具	安全灯	個人装具（安全灯及びおのを除く。）	持運び式泡放射器	消火剤	消火器用消火剤	持運び式又は簡易式消火器用のもの	簡易式のもの	移動式のもの
電気式のもの		検出器 表示盤 制御盤 探知器								固定式泡消火装置用消火剤又は固定式高膨脹泡消火装置用消火剤	固定式鎮火性ガス消火装置用消火剤（ハロゲン化合物に限る。）	固定式又は移動式消火器用のもの		
つき	1個に	830	つき	1個に	つき	1個に	つき	1個に	つき	200	60キ	つき	1個に	1
										04,5	51,8		450	550

形象物	非常脱出用呼吸器	持運び式電気灯	蓄電池一体型非常照明装置	電気式以外のもの
船灯	第一種マスト灯	第一種マスト灯	第一種マスト灯	第一種マスト灯
	第二種マスト灯	第二種マスト灯	第二種マスト灯	第二種マスト灯
	第三種マスト灯	第三種マスト灯	第三種マスト灯	第三種マスト灯
	第四種マスト灯	第四種マスト灯	第四種マスト灯	第四種マスト灯
	第一種舷灯	第一種舷灯	第一種舷灯	第一種舷灯
	第二種舷灯	第二種舷灯	第二種舷灯	第二種舷灯
	第三種舷灯	第三種舷灯	第三種舷灯	第三種舷灯
	第一種両色灯	第一種両色灯	第一種両色灯	第一種両色灯
	第二種両色灯	第二種両色灯	第二種両色灯	第二種両色灯
	第一種船尾灯	第一種船尾灯	第一種船尾灯	第一種船尾灯
	第二種船尾灯	第二種船尾灯	第二種船尾灯	第二種船尾灯
	第一種引き船灯	第一種引き船灯	第一種引き船灯	第一種引き船灯
	第二種引き船灯	第二種引き船灯	第二種引き船灯	第二種引き船灯
	第一種白灯	第一種白灯	第一種白灯	第一種白灯
	第二種白灯	第二種白灯	第二種白灯	第二種白灯
	第一種紅灯	第一種紅灯	第一種紅灯	第一種紅灯
	第二種紅灯	第二種紅灯	第二種紅灯	第二種紅灯
	第一種緑灯	第一種緑灯	第一種緑灯	第一種緑灯
	第二種緑灯	第二種緑灯	第二種緑灯	第二種緑灯
	第一種紅閃光灯	第一種紅閃光灯	第一種紅閃光灯	第一種紅閃光灯
	第二種紅閃光灯	第二種紅閃光灯	第二種紅閃光灯	第二種紅閃光灯
	第三種紅閃光灯	第三種紅閃光灯	第三種紅閃光灯	第三種紅閃光灯
	第四種紅閃光灯	第四種紅閃光灯	第四種紅閃光灯	第四種紅閃光灯
	第一種緑閃光灯	第一種緑閃光灯	第一種緑閃光灯	第一種緑閃光灯
	第二種緑閃光灯	第二種緑閃光灯	第二種緑閃光灯	第二種緑閃光灯
	第一種黄色閃光灯	第一種黄色閃光灯	第一種黄色閃光灯	第一種黄色閃光灯
	第二種黄色閃光灯	第二種黄色閃光灯	第二種黄色閃光灯	第二種黄色閃光灯
	第一種三色灯	第一種三色灯	第一種三色灯	第一種三色灯
	第二種三色灯	第二種三色灯	第二種三色灯	第二種三色灯
	操船信号灯	操船信号灯	操船信号灯	操船信号灯
	白色底びき網漁業灯	白色底びき網漁業灯	白色底びき網漁業灯	白色底びき網漁業灯
	紅色底びき網漁業灯	紅色底びき網漁業灯	紅色底びき網漁業灯	紅色底びき網漁業灯
	かけまわし網漁業灯	かけまわし網漁業灯	かけまわし網漁業灯	かけまわし網漁業灯
	さんちやく網漁業灯	さんちやく網漁業灯	さんちやく網漁業灯	さんちやく網漁業灯
つき	1個に	110	110	110

持運び式機械通風装置		固定式ガス検知装置の部品		検知管式ガス検知器		ガス検知管		持運び式ガス検知器		甲板洗浄機		防爆型の電気器具		定周波装置		コンテナ		作業用救命衣		完全保護衣		完全保護衣の手袋		完全保護衣の長靴	
		検知器		指示警報部		検出端部										フラットラック型のもの		その他の型のもの		小型船舶用救命胴衣の要件に適合するもの		その他の作業用救命衣			
								複合型のもの		その他のもの															
1個につき		1個につき		1個につき		1個につき		1個につき		1個につき		1個につき		1個につき		1個につき		1個につき		1個につき		1個につき		1個につき	
410		410		0302		1300		055402		0101		7000		0507		5201		5209		5000		5000		410	

第1号様式（第7条関係）

第1号様式(第7条関係)

第 号

型 式 承 認 書

殿

船舶安全法第6条ノ5第1項の規定により、下記の船舶(物件)について型式承認をする。

1 船舶(物件)の名称

2 船舶(物件)の型式

年 月 日

国土交通大臣 印

第2号様式(第15条関係)
(船舶に対して交付するもの)

第 号

検 定 合 格 証 明 書

型式承認番号			
製造者の氏名又は名称及び住所			
製造した事業場の名称及び所在地			
製造番号			
船 質		主機の種類及び数	
船舶の長さ		主機の計画出力	
備 考			

上記船舶は、船舶安全法第6条ノ5第1項の規定による検定に合格したことを証明する。
年 月 日
管海官庁(氏名)印
(物件に対して交付するもの)

第 号

検 定 合 格 証 明 書

下記の物件は、船舶安全法第6条ノ5第1項の規定による検定に合格したことを証明する。

1 型式承認番号

2 名称及び型式

3 数量

4 製造年月

5 製造番号

6 製造した事業場の名称及び所在地

年 月 日

管海官庁(氏名)印

第3号様式（第15条関係）（昭30通令47・昭38通令42・一部改正）
船舶安全法第9条第4項の証印



ℓは、4ミリメートル以上とする。

第4号様式（第15条関係）（昭30通令47・平元通令24・平9通令83・令2国交令96・一部改正）
検定合格証明書交付申請書

年 月 日

殿

申請者の氏名又は
名称及び住所

下記の物件について、検定合格証明書の交付を受けたいので、船舶等型式承認規則第15条第4項の規定により申請します。

- 1 型式承認番号
- 2 名称及び型式
- 3 数量
- 4 製造年月
- 5 製造番号
- 6 製造した事業場の名称及び所在地
- 7 備 考

第5号様式（第15条関係）（昭30通令47・平元通令24・平9通令83・令2国交令96・一部改正）
検定合格証明書再交付申請書

年 月 日

殿

申請者の氏名又は
名称及び住所

下記の船舶（物件）の検定合格証明書について、その再交付を受けたいので、船舶等型式承認規則第15条第5項の規定により申請します。

- 1 型式承認番号
- 2 名称及び型式
- 3 製造番号
- 4 製造した事業場の名称及び所在地
- 5 検定合格証明書の番号及び交付年月日
- 6 備 考

第6号様式（第29条関係）（昭30通令47・平元通令24・平9通令83・令2国交令98・一部改正）
手 数 料 納 付 書

年 月 日

殿

申請者の氏名又は
名称及び住所

下記の申請について手数料を納付します。

- 1 申請事項
- 2 金 額
- 3 備 考

収 入
印 紙